

感 染 症 連 絡 票

患者名 _____

年 月 日生

上記の者は、下記疾患が軽快し、感染症の予防上支障が無く、
また集団生活をする上においても支障がないと判断します。

本人の体調が良ければ、 月 日より登園可能です。

令和 年 月 日

東六条 保育園 園長様

医師 _____

疾病名	登校・登園できない期間（目安）
① 麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
② 風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
③ 水痘(水ぼうそう)	発疹がかさぶたになるまで
④ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
⑤ インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては3日)を経過するまで
⑥ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
⑦ 溶連菌感染症	主要症状が消失するまで
⑧ 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで ※ 結膜炎を伴わないアデノウイルス感染症は提出の必要がありません
⑨ 流行性角結膜炎(はやり目)	主要症状が消失するまで
⑩ 急性出血性結膜炎	主要症状が消失するまで
⑪ 新型コロナウイルス感 染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過すること (※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日 目として、5日を経過すること)

* この連絡票は診断書ではありません。また、受診当日での判断で書かれておりますので、保護者や園の方々は、必ず登園した日の子どもの一般状態を、受診時と変わりが無いチェックして下さい。
なお、この連絡票は急病当番医では記入できませんのでご了承下さい。

* 上記以外の疾患については文書料が必要となることもあります。